

旭川市環境保全型農業直接支払交付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第2に基づき、旭川市においても農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、環境保全型農業の取組に対して支援する「旭川市環境保全型農業直接支払交付金事業（以下「事業」という。）」を実施することとし、その実施に当たっては、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78条。以下「法」という。）、交付等要綱、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金交付要領（平成23年4月1日付け食政第6号農政部長通知。以下「道交付要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(実施の目的)

第2条 環境保全型農業に取組む農業者の組織する団体等（実施要領第1に定める農業者団体等とする。以下「農業者団体等」という。）を支援することにより、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮及び本市が積極的に推進しているクリーン農業の拡大を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対し、旭川市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、農業者団体等とする。

2 単独で事業を実施する農業者は、事業実施初年度に第1号様式及び第1号様式添付を事業計画に添付し市長に提出するものとする。

(事業の実施期間)

第5条 事業の実施期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(対象となる農地)

第6条 交付金の交付の算定となる農地は、次のいずれかの農地とする。

- (1) 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。）内に存する農地
- (2) 生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項により定められた生産緑地地区をいう。）内に存する農地

(支援の対象となる農業者の要件)

第7条 農業者団体の構成員又は、単独で交付金の支援の対象となる農業者において、交付金の支援対象となる農業者（以下「支援対象農業者」という。）は、実施要領第2に定める要件を満たすものとする。

(事業要件)

第8条 農業者団体等は、毎年度、実施要領第3に定める自然環境保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（以下「推進活動」という。）のうちいずれか一つ以上を実施するものとする。

(対象活動)

第9条 交付金の交付対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、農業者団体等が行う地球温暖化防止、生物多様性保全等に資する次に掲げる取組とし、かつ、当該活動を主作物の適切な栽培管理と併せて実施することとする。また、実施要領第4に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組
- (2) 5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組
- (3) 5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組
- (4) 5割低減の取組と総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。以下同じ。）を組み合わせた取組
- (5) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業をいう。）の取組
- (6) 有機農業の取組の拡大に向けた活動

(交付額)

第10条 交付金の交付額は、次に掲げる対象活動ごとの交付単価（交付等要綱別紙第1の5及び実施要領別表1に定める対象活動ごとの交付単価）に、第6条に定める対象農地に係る作付けの面積を乗じて得た額を上限とする。

取組の内容	対象作物	交付単価
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質の保全に資する施用を組み合わせた取組	全作物	3,600円／10a
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組	全作物	5,000円／10a
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	全作物	5,000円／10a
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物 (農林水産省生産局長が定める作物。)以外	4,000円／10a
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物 (農林水産省生産局長が定める作物。)	2,000円／10a
有機農業の取組	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物 (農林水産省生産局長が定める作物。)以外	14,000円／10a
このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合の加算額(注)	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物 (農林水産省生産局長が定める作物。)以外	2,000円／10a
有機農業の取組	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物 (農林水産省生産局長が定める作物。)	3,000円／10a

注 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合とは、土壌分析を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか一つ以上を実施するものをいう。

取組拡大加算	全作物	4,000円 ／10a
--------	-----	----------------

(交付金の活用方法)

第11条 交付金の交付を受けようとする農業者団体等(以下「申請者」という。)は、交付金に

ついて、支援対象農業者への配分のほか、農業者団体等として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の団体事務経費に充当することができるものとする。

2 申請者は、交付金の活用方法について、団体規約に定めなければならない。

（事業計画の提出）

第12条 申請者は、実施要領共通様式第1号に、対象活動の実施等に関する5年間の計画を記載した「事業計画」（実施要領共通様式第2号）、営農活動計画書（実施要領共通様式第3号）及び実施要領第8の1の（1）に掲げる書類を添付し、事業実施初年度の6月末日までに、市長に提出するものとする。

なお、事業計画の提出は、原則として、対象活動が開始される前までに提出するものとする。

2 有機農業を実施する農業者団体等は、有機農業の取組を実施する支援対象農業者ごとに農場管理シート・現地確認チェックリスト（実施要領様式第1号）を6月末日までに、市長に毎年度提出するものとする。

なお、実施要領様式第1号の提出は、原則として、対象活動が開始される前までに提出するものとする。ただし、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第10条第2項の格付けを行い表示を付することができるほ場においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、実施要領様式第1号の記載の全部又は一部を省略することができるものとする。

（事業計画の認定）

第13条 市長は、前条により提出があった事業計画を審査の上、妥当であると認定したときは、実施要領共通様式4号により申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

（事業計画の変更）

第14条 申請者は、前条により認定された内容について、次に定める重要な内容の変更が生じるときは、あらかじめ変更する年度の事業計画の申請期限までに、実施要領共通様式第5号に変更後の事業計画を添え、市長に申請を行うものとし、事業計画の変更の認定は、前条に準じて行うものとする。

（1）事業の目標の変更

（2）事業の実施期間の変更

（3）事業の実施区域の変更

（4）自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更

（5）農業生産活動の取組面積の増加

（6）年当たり交付金額の上限の増加又は年当たり交付金額の30%を超える減

（7）取組拡大加算の実施又は変更

2 前項に該当しない軽微な内容の変更（以下「軽微な変更」という。）が生じるときは、あらか

じめ実施要領様式第6号により変更する年度の事業計画の申請期限まで市長に届出を行うものとし、事業計画の申請期限後に軽微な変更が生じた場合には、速やかに市長に届出を行うものとする。

(交付の申請)

第15条 申請者は、毎年度、第2号様式及び第2号様式別紙を市長に提出するものとする。ただし、申請者が法第3条第1号（多面的機能支払交付金）から第2号（中山間地域等直接支払交付金）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、第3号様式及び第3号様式別紙を市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第16条 市長は、前条の交付金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、実施要領第6の定めるところにより、予算の範囲内において交付金の交付について決定するものとする。

(交付決定の通知)

第17条 市長は、交付金の交付を決定したときは、速やかに第4号様式により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付金の交付をしないことを決定したときは、書面により申請者に通知するものとする。

(交付金の概算払申請)

第18条 申請者は、交付金の概算払を受けようとするときは、第5号様式及び第5号様式別紙を市長に提出するものとする。

2 市長は、審査の上、特に必要があると認められるときは、概算払することを決定し、第6号様式により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

第19条 申請者は、補助対象経費の増額又は30パーセントを超える減額（以下「事業内容の変更」という。）をしようとするときは、第7号様式を市長に提出するものとする。

2 市長は、審査の上、事業内容の変更を承認するときは、第8号様式により申請者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第20条 申請者は、事業実施期間中、毎年度、1月末日までに、次に掲げる書類により、市長に対し、実施状況の報告を行うものとする。

(1) 対象活動の実施状況報告書類

ア 実施要領様式第7号

イ 支援対象農業者の生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に則して対象活動を実施したこと（年度末に当該年度の対象活動が終了する場合にあっては、その取組見込み）を確認するための内容を記載した生産記録（第9－1号様式、第9－2号様式、第9－3号様式、第9－4号様式、第9－5号様式、第9－6号様式又は第9－7号様式。以下「生産記録」という。）

ウ JAS法第16条の登録認証機関による有機農産物の生産行程管理者として認証された支援対象農業者（以下「有機JAS認定者」という。）が第9条第5号に定める対象活動を実施した場合においては、生産記録等（第9－5号様式）に代えて有機JAS認定者であることの証明書類の写しを提出することができるものとする。

また、実施要領様式第1号を提出した支援対象農業者は生産記録等（第9－4号様式）の提出を省略できるものとする。

エ 有機農業の取組の対象活動については、有機農産物規格別表A.1の肥料及び別表B.1の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、本規格別表A.1又は別表B.1に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写し。ただし、対象活動を実施しようとする農地がJAS法第16条の登録認証機関による有機農産物の認証を受けている場合（有機農産物規格5.1に定める転換期間中のほ場を含む。）は、使用した資材の報告を省略することができるものとする。

オ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施した場合、生産記録等（第9－6号様式又は第9－7号様式）に加えて土壌診断結果書類の写し。

（2）環境負荷低減のチェックシート

ア 実施要領様式第15号

イ GAP認証等を取得している場合においては、その旨を証明する書類を提出することにより、ア及びイの報告を省略できる

（実施状況の確認）

第21条 市長による対象活動の実施状況の確認は、実施要領別記6のとおりとする。

2 市長は、前項に基づき、確認の上、実施要領様式第8号により申請者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、申請者に確認結果を通知するものとする。

（実績報告）

第22条 申請者は、毎年度、第10号様式、第10号様式別紙1及び第10号様式別紙2により実績報告書を3月末日までに市長に提出するものとする。

（交付金の額の確定）

第23条 市長は、前条に定める実績報告の確認後、その内容が適当と認められるときには、交付金の額を確定した上で、第11号様式により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項による交付金の額の確定後において、国の環境保全型農業直接支払交付金と北海道と市が交付する交付金を一体的に交付するものとする。

(実施結果の報告)

第24条 交付金の交付を受けた者（以下「交付金受領者」という。）は、毎年度、営農活動実績報告書（実施要領共通様式第6号又は実施要領様式第11号）により、翌年度の4月末日までに事業の終了を市長に報告するものとする。ただし、第20条第1項第1号イに定める生産記録を見込みで記載した者は、実施した取組内容を確認できる生産記録等を添付するものとする。

(自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取り扱い)

第25条 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取り扱いについては、実施要領別記7の定めるところによる。

(証拠書類の保管)

第26条 申請者は、次に掲げる書類を作成し、又は支援対象農業者から収集し、保管しなければならない。

(1) 取組共通の書類

- ア 交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積等が確認できる書類等
- イ 推進活動の実施内容等が分かる書類等
- ウ 主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し（播種前に JA 等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結している場合は、その契約書の写しに代えることができる。ただし、契約書において品目及び取引数量が定められていること。）ただし、当該主作物について、取組面積が10a 以上の場合には省略することができるものとする。

エ 特別栽培農産物等の認証を受けた者にあつては、その認定書の写し

(2) 第9条第1号に定める対象活動を実施した場合に必要な書類

- ア 堆肥の購入伝票等の写し。（無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引の分かる書類等に、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類等に代えることができる。）
- イ 堆肥の成分証明書等の写し
- ウ 施肥管理計画（第12号様式 作成した場合）及び土壌診断結果書類の写し

(3) 第9条第2号に定める対象活動を実施した場合に必要な書類

- ア 緑肥作物の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し
- イ 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し

(4) 第9条第3号に定める対象活動を実施した場合に必要な書類

- ア 購入した炭を施用した場合は、購入量を証明する購入伝票等の写し
- イ 自ら製造した炭を施用した場合は、市販の炭化装置の販売元が示す炭化方法が確認できる書類の写し

(5) 第9条第4号に定める対象活動を実施した場合に必要な書類

- ア IPM 実践指標の実施項目が確認できる書類の写し
- イ 交信かく乱剤の利用、天敵温存植物の利用又は天敵等生物農薬の利用のいずれかの取組を

実施した場合は、これらの資材の購入量を証明する購入伝票等の写し

- (6) 第9条第5号に定める対象活動を実施した場合に必要な書類

炭素貯留効果の高い有機農業を実施した場合は、第9条第1号、第2号又は第3号のいずれかの取組を実施した場合に必要な書類。

- (7) 第9条第6号に定める対象活動を実施した場合に必要な書類

指導を受ける農業者の作業日誌等の写し。

- 2 申請者は、北海道又は市から前項の書類又はその他交付金の申請の基礎となる書類の提出を求められたときは、必要書類を速やかに提出しなければならない。

(証拠書類等の保管期間)

第27条 交付金受領者は、交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付金の交付申請の基礎となった書類を、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消)

第28条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第16条に定める交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき。

- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。

- (3) 交付金の交付の決定の内容、この要綱又は法令等に基づく市長の指示等に違反し、若しくは従わないとき。

- (4) 虚偽の申請その他不正な行為をしたとき。

- 2 前項の規定は、第23条に定める交付金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

- 3 前2項に定める取消については、第17条第2項の規定を準用する。

(交付金の返還)

第29条 市長は、第23条の定めるところにより交付金の額を確定した場合において、既にその額を超過する交付金を交付しているときは、交付金受領者に対してその超過分の返還を求めることができる。

- 2 市長は、前条の定めるところにより交付の決定を取り消した場合には、実施要領第12の定めるところにより返還額を決定し、交付金受領者に対して返還を求めることができる。

- 3 前2項に定める返還の期限は、交付金の額の確定又は交付の決定の取消を通知した日から20日以内とし、納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金の支払いを求めることができるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第30条 交付等要綱第14に定める事務手続は、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により事務手続を行う場合において、実施要領に基づき当該事務手続に添付すべきとされている書類について、当該書類は全部を書面により提出することを妨げない。

（委任規定）

第31条 交付等要綱、実施要領、道交付要領及びこの要綱に規定のない事項については、必要に応じて国及び北海道と協議の上、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行し、平成25年5月16日から適用する。

本要綱改正前に実施された事業に係る同要綱に規定する手続については、なお従前の例による。ただし本要綱改正前の要綱に基づき実施された事業のうち、平成25年度に交付申請がなされる「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」及び「有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組」の交付単価については、本要綱改正後の交付単価を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月10日から適用する。
- 2 改正前の環境保全型農業直接支援対策実施要綱に基づき、平成26年度に事業を実施した者について、当該要綱第2の1の取組を現に実施している場合にあつては、事業を継続して実施できるものとし、この場合、改正前の環境保全型農業直接支援対策実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号）第1の5の（1）に定める「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書」を、実施要綱別紙1の第2の（2）に定める「営農活動計画書」とみなすものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等について、改正後の実施要綱及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号）に基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 9 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 2 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 2 3 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 9 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。